

証券コード 1719
平成24年7月5日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

株式会社 間 組

代表取締役社長 小 野 俊 雄

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

また、本臨時株主総会には「当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件」を議案として上程いたしますが、当該議案につきまして、会社法第322条第1項第7号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきます（詳細につきましては本招集ご通知の3頁及び62頁をご参照下さい）。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年7月19日（木曜日）午後4時45分までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年7月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館地下2階 アスコットホール
※従来の会場とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 目的事項 【臨時株主総会】

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件 |
| 第2号議案 | 商号の変更及び定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 合併に伴う取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 合併に伴う監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 合併に伴う取締役の報酬額改定の件 |

【普通株主様による種類株主総会】

**決議事項
議案**

当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.hazama.co.jp/koukoku/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。
 3. 本臨時株主総会及び種類株主総会の決議の結果は、当社ウェブサイト (<http://www.hazama.co.jp/ir/library/callreport.html>) に掲載いたします。

株主の皆様へ

当社は、安藤建設株式会社との資本業務提携関係を発展させ、経営統合を行うべく、両社対等の精神で合併することを決定し、平成24年5月24日、同社との間で合併契約を締結いたしました。

本合併は、株主総会及び各種類株主総会における承認ならびに関係官庁等の許認可が得られることを条件に、平成25年4月1日付で効力を生ずる予定であり、合併後の商号は「株式会社 安藤・間」を予定しております。

当社は、平成24年6月28日に第9回定時株主総会を開催しておりますが、その後1ヶ月足らずで臨時株主総会ならびに種類株主総会を開催しますのは、当社が会社法第2条第13号に定める種類株式発行会社であることによります。

本合併にあたりましては、会社法第322条の規定により、議決権を有する株主様全体から構成される株主総会の他、各種類株式（普通株式、第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式）に係る各種類株主総会のご承認が必要です。

そのため当社は、合併契約締結の発表後に、これらの総会で権利を行使することができる株主様を確定するために、平成24年6月11日を基準日と決めました。このことから、前記の定時株主総会とは別に、臨時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会を開催することになりました。

従いまして、本招集ご通知は、臨時株主総会と普通株主様による種類株主総会に係る招集ご通知を兼ねております。（なお、その他の優先株式に係る種類株主総会につきましては、別途ご承認をいただく予定です。）

株主の皆様におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、本臨時株主総会及び種類株主総会の各議案についてご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 小 野 俊 雄

【臨時株主総会】 株主総会参考書類

第1号議案 当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件

当社は、平成24年5月24日に、安藤建設株式会社（以下「安藤建設」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、安藤建設を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）の方式による合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約の承認をお願いしたいと存じます。

1. 合併を行う理由

わが国の建設業界は、足許では東日本大震災の被災地域における復旧・復興関連事業が本格化しつつあり、政府建設投資の底上げ、民間建設投資の緩やかな回復も期待されておりますが、リーマンショック以降、建設投資は低水準で推移しており、依然として厳しい経営環境にあります。

当社と安藤建設は、平成15年に資本業務提携契約を締結し、長きにわたり信頼・協力関係を築いてまいりましたが、両社が持続的に成長していくためには、これまでの関係にとどまらず、経営統合によって事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することが最善の策であるとの考えで一致したため、平成24年5月24日付で、本合併契約を締結いたしました。

本合併により、当社と安藤建設は、これまで両社が築き上げてきた実績をもとに、補完性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力でシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を押し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組みへの基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指してまいります。

2. 合併契約の内容の概要

当社及び安藤建設が平成24年5月24日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

合 併 契 約 書

株式会社間組（以下「甲」という。）及び安藤建設株式会社（以下「乙」という。）は、対等の精神に基づき、甲及び乙の合併（以下「本合併」といい、本効力発生日（第6条第1項において定義する。以下同じ。）後の甲を「本統合会社」という。）に関し、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号：株式会社間組

住所：東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

② 吸収合併消滅会社

商号：安藤建設株式会社

住所：東京都港区芝浦三丁目12番8号

第3条（本合併に関して交付する株式の数及び割り当て）

本合併においては、本効力発生日前日における最終の乙の株主名簿に記載された普通株主（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株主並びに甲及び乙を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.53株を交付する。

第4条（合併契約承認株主総会）

甲は、平成24年7月20日を目処として、甲の臨時株主総会並びに甲の普通株式、第I種優先株式、第II種優先株式、第III種優先株式及び第IV種優先株式に係る各種類株主総会を、乙は平成24年6月28日を目処として、乙の定時株主総会（以下、本条に定める株主総会及び種類株主総会を総称して「合併承認総会」という。）をそれぞれ開催し、本契約につき合併承認総会の承認を得ると共に、本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第5条（資本金、準備金等の額に関する事項）

本合併による本統合会社の資本金については12,000百万円とし、準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、別途両当事者協議の上、決定するものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

1. 本合併の効力発生日は、平成25年4月1日（以下、次項に基づく変更後のものを含め「本効力発生日」という。）とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續上の必要が生じた場合その他の事由により、両当事者協議の上、前項に規定した本効力発生日を変更することができる。

第7条（剰余金の配当）

1. 乙は、平成25年3月期の期末配当に代えて、乙の平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は登録株式質権者に対する剰余金の配当につき、乙の合併承認総会における決議を求めることができる。
2. 前項に基づき、乙による剰余金の配当が行われる場合、本統合会社は、乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐ。

第8条（乙の株主に対する議決権の付与）

甲は、本効力発生日までに、会社法第124条第4項の規定に基づき、本合併に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対して、平成25年6月に予定する本統合会社の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第9条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本効力発生日前日までの間において、天変地異その他の事由により、甲もしくは乙の財務状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は甲もしくは乙の財務状態に重大な瑕疵が発見されたとき、その他本合併の目的の達成が困難となったときは、両当事者協議の上、合意により本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の事由のいずれかが生じたときは、その効力を失う。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号。その後の改正を含む。）に基づき公正取引委員会に対してなされた本合併に係る事前届出に関し、本効力発生日までに本合併に係る待機期間が経過しないことが客観的に明らかとなっ

た場合

- ② 本合併を実行することにつき、合併承認総会の承認その他本合併を実行する上で必要な法令上の手続が本効力発生日までに履践されないことが客観的に明らかとなった場合

第11条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

3. 会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く）に定める内容の概要

- (1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

① 合併対価及びその割当ての相当性

ア 合併対価及びその割当ての内容

当社は、本合併の効力発生日前日における最終の安藤建設の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社及び安藤建設を除きます。）に対して、以下のとおり、その保有する安藤建設の普通株式（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求に係る株式を除きます。）1株につき当社の普通株式0.53株の割合をもって交付いたします。

	当社 (吸収合併存続会社)	安藤建設 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	普通株式 1	普通株式 0.53

(注1) 本合併により発行する当社の普通株式は43,834,207株（予定）です。（なお、当社は、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てには一切充当いたしません。）

(注2) 安藤建設の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.53株を割当て交付します。但し、安藤建設が保有する自己株式2,781,948株については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 本合併に伴い、当社の単元未満株式を所有することとなる株主様においては、株式会社東京証券取引所において単元未満株式を取引することはできません。

当該単元未満株式を所有することとなる株主様においては、当社株式に関する次の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買い取り制度

所有する単元未満株式を当社が買い取らせていただく制度

② 単元未満株式の買増制度

所有する単元未満株式を1単元(100株)となるまで買い増していただく制度

但し、当社には現時点で単元未満株式の買増制度はないため、本合併により単元未満株式を所有することとなる株主様において買増制度をご利用いただけるように、平成25年4月1日付で定款変更を行うべく、第2号議案において、買増制度の追加を含む「定款の一部変更案」を上程しております。

(注4) 本合併に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主様には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、その端数部分に応じた金銭をお支払いいたします。

イ 合併対価及びその割当ての内容の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

当社及び安藤建設は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社はフロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)を、安藤建設はアビームM&Aコンサルティング株式会社(以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。)をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、当社及び安藤建設の普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法を採用するとともに、両社についてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、安藤建設の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.53~0.54
DCF法	0.48~0.54

なお、市場株価平均法では、平成24年5月23日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び両社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。フロンティア・マネジメントの合併比率算定は、平成24年5月23日現在までの上記情報等を反映したものです。

アビームM&Aコンサルティングは、両社の普通株式それぞれについて、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用し、算定を行いました。市場株価法については、平成24年5月23日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値を採用しております。

当社普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.51～0.63
DCF法	0.50～0.61

アビームM&Aコンサルティングは、合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の事業計画及び財務予測については両社の経営陣によ

り現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、合併比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

なお、フロンティア・マネジメント及びアビームM&AコンサルティングがDCF法による算定の前提とした安藤建設の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

また、フロンティア・マネジメント及びアビームM&AコンサルティングがDCF法による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成24年3月期において保有資産の一部減損処理を実施したこと及び法人税率引下げに関する法改正がなされたことに伴う税金費用の増加等がありましたが、平成25年3月期以降の利益計画ではかかる影響が見込まれないため、平成25年3月期においては当期純利益について前事業年度と比較して大幅な増益が見込まれております。

(イ) 算定の経緯

当社及び安藤建設は、上記のとおり、それぞれの第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「合併比率算定書」を受領しております。両社は、合併比率算定書における算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記の合併比率が妥当であると判断いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるフロンティア・マネジメント及び安藤建設の第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティングは、当社及び安藤建設の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 合併により増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性

当社の資本金については、合併により増加する額は0円とし、準備金の額については、会社計算規則第35条に定めるところに従って、別途当社及び安藤建設が協議の上、決定いたします。上記の資本金及び準備金の額に関しましては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

(2) 安藤建設についての最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

① 安藤建設の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災やタイでの洪水、電力不足の深刻化、円高の影響等により一時的に停滞したものの、個人消費は底堅く推移し、設備投資は持ち直しの動きが見られる等、国内の景気は全体的に緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、大震災の復旧・復興に向けた政府建設投資、および民間建設投資はともに緩やかな回復基調となりましたが、労務・資材費の上昇等により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、2011年度が最終年度となる中期経営計画「ADV (アドバリュー) 2011」の施策を進めるとともに、更に、構造改革による固定費削減を始め、事業部に対する受注・技術等を統括・管理する「事業統括本部」の新設等により競争力・収益力の強化を一層進めることで業績の向上に取り組んでまいりました。また、震災からの一日も早い復興に向けて建設産業の社会的使命を果たすとともに、東北地方への支援活動に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当期における連結業績は、売上高は前期比5.6%増の1,693億円、営業利益は前期比154.1%増の26億円、経常利益は前期比764.1%増の19億円、当期純利益は8億円(前期は48億円の純損失)となりました。

また、当社個別の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高につきましては、1,409億円と前期比0.4%増となりました。建設事業の内訳は建築工事95.3%、土木工事4.7%であり、官民別比率では官庁16.1%、民間83.9%であります。

当期の主な受注工事は、トッパン・フォームズ株式会社新大阪工場建設工事、理想科学工業株式会社つくば研究学園事業所建設計画、気仙沼漁業協同組合(復興事業)製氷・貯氷施設建設工事等であります。

売上高につきましては、1,603億円と前期比4.9%増となり、次期への繰越高は1,390億円と前期比7.8%減となりました。売上高の内訳は、建設事業95.2%、不動産事業4.8%であります。建設事業の内訳は建築工事93.1%、土木工事6.9%であり、官民別比率では官庁17.4%、民間82.6%であります。

当期中の主な完成工事は、栗東トレーニング・センター厩舎改築（第6・7・8期）工事、千葉大学附属図書館新営その他工事、知の拠点先導的中核施設建築工事等であります。

利益面では、利益ある受注の確保と繰越工事の利益率改善に取り組んでまいりましたが、労務・資材費上昇等により、完成工事総利益率は前期比0.5ポイント低下の5.1%となり、完成工事総利益は前期比5.4%減の77億円となりました。また、構造改革による固定費削減を進めた結果、営業利益は前期比271.1%増の25億円、経常利益は前期比2,144.2%増の22億円となりました。当期純利益につきましては、関係会社株式評価損や偶発損失引当金繰入額等を計上したことにより、8億円（前期は48億円の純損失）となりました。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	140,667	134,358	142,109	132,916
	土 木	10,093	6,588	10,598	6,084
	計	150,760	140,947	152,707	139,000
不 動 産 事 業		—	—	7,681	—
合 計		150,760	140,947	160,389	139,000

(2) 資金調達の状況

当期は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当期は、特記すべき設備投資は行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第92期	平成21年度 第93期	平成22年度 第94期	平成23年度 (当期) 第95期
売上高 (百万円)	226,398	159,725	160,389	169,379
当期純利益 (百万円)	622	646	△4,823	806
1株当たり当期純利益 (円)	7.53	7.81	△58.32	9.76
総資産 (百万円)	168,949	133,168	127,496	122,573
純資産 (百万円)	25,143	26,130	20,861	22,735

- (注) 1. 受注高につきましては、当社グループの受注高を正確に把握することが困難なため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数によって算出しております。
 また、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第92期	平成21年度 第93期	平成22年度 第94期	平成23年度 (当期) 第95期
受注高 (百万円)	166,325	170,253	140,353	140,947
売上高 (百万円)	211,812	150,677	152,880	160,389
当期純利益 (百万円)	536	412	△4,839	839
1株当たり当期純利益 (円)	6.49	4.99	△58.51	10.15
総資産 (百万円)	161,605	124,845	119,947	115,950
純資産 (百万円)	23,609	24,199	18,913	20,981

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数によって算出しております。
 また、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、政府建設投資、民間建設投資は、被災した社会資本の復旧等からともに引き続き増加するとみられますが、欧州債務危機等の海外経済動向や原油価格上昇、電力料金上昇のほか、労務・資材費上昇等の懸念材料もあることから、建設業界におきましても、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、グループの中核である当社では、「時代の変化を捉えた技術力・対応力でお客様満足を高め続ける企業」と、「関係者から信頼され、市場において高い存在

感を持つ企業」を中期企業ビジョンとして掲げ、全てのプロセスで聖域なき改革を実行し、真に競争力のある企業として、多くの関係者から高い信頼を得られる、存在感の高い企業となることを目指してまいります。

具体的には、技術・ノウハウの結集により、提案型営業の展開で優位性と利益ある受注を目指す「市場開拓力の強化」、購買手法の多様化や業務フローの見直しを通じた「利益創出力の強化」、技術力の強化や施工プロセスの改革により、生産性の向上と品質の確保に取り組む「モノづくり力の強化」、人財の育成と技術力の強化に加え、リスク低減、財務健全化等、成長を支える「企業力の強化」に取り組んでまいります。

また、東亜建設工業株式会社との業務提携並びに株式会社間組との資本業務提携におきましては、両社との事業協力、共同受注、共同技術開発等の協力関係を積極的に推し進め、持続的な成長と企業価値の増大を目指しております。更に、震災からの一日も早い復興に向けて建設産業の社会的使命を果たすとともに、東北地方への支援活動に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業および不動産事業等を主な事業内容としております。

グループの中核である当社におきましては、建設業法により特定建設業(特-19)第1850号の国土交通大臣許可を受け、また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者(12)第1392号として国土交通大臣免許を受けております。

(7) 主要な営業所等

① 当 社

本 店	東京都港区芝浦三丁目12番8号	
支 店	札幌支店(札幌市)	東北支店(仙台市)
	横浜支店(横浜市)	静岡支店(静岡市)
	名古屋支店(名古屋市)	大阪支店(大阪市)
	広島支店(広島市)	九州支店(福岡市)
海外営業網	シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム	
技術研究所	(埼玉県ふじみ野市)	

② 子会社

アドテクノ株式会社（東京都港区）
 菱晃開発株式会社（名古屋市）
 株式会社エビラ（東京都港区）
 310・2号特定目的会社（東京都中央区）
 タイアンドウコンストラクション（タイ・バンコク）
 アンドウシンガポール（シンガポール）
 アンドウマレーシア（マレーシア・ジョホール州）
 ペンビナンアンドウ（マレーシア・ジョホール州）
 アンドウフィリピン（フィリピン・マニラ）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,595 人	減215 人

(注) 従業員数には、出向者は含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,393 人	減246 人	41.2 歳	16.9 年

(注) 従業員数には、出向者は含みません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほコーポレート銀行	5,600百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,010
中央三井信託銀行株式会社	2,300
株式会社七十七銀行	2,130
株式会社三井住友銀行	1,560
株式会社静岡銀行	1,480
株式会社東京都民銀行	1,220

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アドテクノ株式会社	80百万円	100%	建設請負、ビル管理業
菱晃開発株式会社	80百万円	100%	不動産業
株式会社エビラ	80百万円	100%	建設請負、物品販売
310・2号特定目的会社	272百万円	100%	不動産業
タイアンドウコンストラクション	16百万タイバーツ	54.13%	建設請負
アンドウシンガポール	6,500千シンガポールドル	100%	建設請負
アンドウマレーシア	20千マレーシアリンギット	100%	建設請負
ペンビナンアンドウ	800千マレーシアリンギット	0% (100%)	建設請負

(注) 当社の出資比率欄の () 内は間接所有割合 (内数) であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
 (2) 発行済株式総数 85,488,000株 (自己株式2,781,948株を含む。)
 (3) 株主数 6,463名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
安藤建設株式会社藤花持株会	4,893千株	5.92%
安藤建設株式会社社員持株会	3,607	4.36
株式会社みずほコーポレート銀行	3,084	3.73
宮田毛織工業株式会社	2,802	3.39
明治安田生命保険相互会社	2,725	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,667	3.22
株式会社東京都民銀行	1,905	2.30
中央三井信託銀行株式会社	1,717	2.08
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,571	1.90
安藤フサ	1,563	1.89

(注) 出資比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山田 恒太郎	代表取締役会長	社団法人東京建設業協会会長
野村 俊明	代表取締役執行役員社長	
青木 建	代表取締役執行役員副社長 事業統括本部長兼首都圏 事業本部長兼安全担当	
岡部 良信	取締役執行役員副社長 社長室長兼国際本部担当 兼関係会社担当	
市川 和男	取締役専務執行役員 都市開発本部長	
坊 昭範	取締役専務執行役員 管理本部担当	
遠藤 茂樹	取締役専務執行役員 建築本部長兼事業統括本 部副本部長	
菊池 正	取締役常務執行役員 営業本部長	
小宮 正則	取締役常務執行役員 管理本部長	
木下 素規	常勤監査役	
若松 茂宏	常勤監査役	
江尻 隆	監査役	
東原 豊	監査役	税理士（東原 豊税理士事務所）

(注) 1. 平成24年4月1日付で、次のとおり取締役の役職および担当異動がありました。

青木 建	代表取締役	執行役員副社長 事業統括本部長兼安全担当
坊 昭範	取締役	執行役員副社長 管理本部担当
遠藤 茂樹	取締役	専務執行役員 建築本部長

2. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役 木下素規氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役 江尻 隆氏は、弁護士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役 東原 豊氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏の重要な兼職の状況は、後記(4) 社外監査役に関する事項に記載しております。

7. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき独立役員として届け出ております。

(2) 執行役員の名等

※印は取締役兼務者であります。

氏名	役職	担当職名
野村俊明	※執行役員社長	
青木建	※執行役員副社長	事業統括本部長兼首都圏事業本部長兼安全担当
岡部良信	※執行役員副社長	社長室長兼国際本部担当兼関係会社担当
市川和男	※専務執行役員	都市開発本部長
坊昭範	※専務執行役員	管理本部担当
遠藤茂樹	※専務執行役員	建築本部長兼事業統括本部副本部長
小手川良和	常務執行役員	土木本部技術担当
菊池正	※常務執行役員	営業本部長
永島康一郎	常務執行役員	産業施設本部長
小宮正則	※常務執行役員	管理本部長
坪田英明	常務執行役員	建築本部技術担当
福西清香	常務執行役員	建築本部副本部長
高井隆一	執行役員	都市開発本部副本部長
岩田光	執行役員	九州支店長
坪井研治	執行役員	営業本部営業担当
川本勝一	執行役員	大阪支店長
金井務	執行役員	首都圏事業本部副本部長
田淵勝彦	執行役員	名古屋支店長
小澤一也	執行役員	東北支店長
吉本朗	執行役員	営業本部営業担当
那須麗弘	執行役員	社長室副室長兼人事企画部長
小松原新吉	執行役員	首都圏事業本部建築事業部長
小比類卷齋	執行役員	首都圏事業本部住宅事業部長

氏名	役職	担当職名
岸田悦幸	執行役員	建築本部副本部長
辻正造	執行役員	首都圏事業本部副本部長
富田正開	執行役員	首都圏事業本部副本部長
松浦洋一	執行役員	首都圏事業本部副本部長

(注) 平成24年4月1日付で、次のとおり執行役員の役職および担当異動がありました。

青木昭建	執行役員副社長	事業統括本部長兼安全担当
坊藤昭範	執行役員副社長	管理本部担当
遠藤茂樹	専務執行役員	建築本部長
金井新務	執行役員	事業統括本部副本部長
小松原吉	執行役員	首都圏建築事業部長
小比類卷齋	執行役員	首都圏住宅事業部長
辻正造	執行役員	事業統括本部副本部長
富田正開	執行役員	事業統括本部副本部長
松浦洋一	執行役員	事業統括本部副本部長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 144,840千円

監査役 4名 29,136千円 (うち社外監査役2名 8,400千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況

社外監査役 江尻 隆

同氏は、カゴメ株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびディップ株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とカゴメ株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびディップ株式会社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役 東原 豊

同氏は、株式会社インタートレードの社外監査役であります。

なお、当社と株式会社インタートレードとの間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外監査役 江尻 隆

ア. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は81%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に弁護士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は80%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、また、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に弁護士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

社外監査役 東原 豊

ア. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に税理士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、また、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に税理士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽A S G有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容
当社は、会計監査人に対して、財務デューデリジェンスに係る業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたす方針です。

また、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、再任若しくは不再任の決定を行う方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は適正な業務執行体制の整備のため「内部統制システム」に関する基本方針を以下のように定めております。

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社および関係会社（以下「当社グループ」という）内で社会的使命の達成や法令遵守の徹底等を謳った「安藤建設株式会社企業行動規範」を共有し、浸透を図るとともに、その趣旨実現のため、社長を委員長とし取締役・監査役を委員とする企業倫理委員会を設置・運営する。

② 企業倫理委員会は管理本部長を事務局長とし、事務局を管理本部総務部に設置する。また使用人の相談窓口を管理本部内に設置し、各事業部・関係会社管理部と連携する。

③ 社長直轄の監査部を設置し、定期的に内部監査を実施する。

④ 本社各担当部は、関連法令の制定・改廃時に、法令遵守のための情報を当社グループ内に発信する。

- ⑤ 当社グループ使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度（ANDOヘルプライン）を設置・運営する。
- ⑥ 反社会的勢力および団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役・従業員等は毅然とした姿勢で事に当たり、被害の防止とステークホルダーの信頼を損わぬよう行動する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質・環境リスクに関しては、ISO9001品質マネジメントシステムならびにISO14001環境マネジメントシステムの全社運用によってリスクの予防に努める。
- ② 労働安全衛生、公衆災害等のリスクに関しては、独自の安全衛生マネジメントシステムの全社運用によってリスクの予防に努める。また本社労務安全部、事業部安全部による教育や安全パトロール等を通じてその発生を抑制する。
- ③ 情報セキュリティ、知的財産その他のリスクに関しては、発生の抑制ならびに発生時の対応について定めた危機管理マニュアルを定期的に改定し、社内に周知する。
- ④ 有事には、社長または社長が任命する役員を委員長とする危機管理委員会を設置し、対応する。
- ⑤ 地震等の非常災害発生時には、非常災害対策手順書に基づき、社長を本部長とする非常災害対策本部あるいは事業部長を本部長とする事業部非常災害対策本部を設置し、対応する。
- ⑥ 財務リスクに関しては、経営管理プロセスおよび事業活動におけるコントロール機能、モニタリング機能を高めて、リスクの予防、回避に努める。
- ⑦ ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）に基づき、財務情報その他の企業情報を、適正かつ適時に開示する。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに取締役の職務執行に係る情報の保存・管理体制

- ① 取締役会、経営戦略会議等の会議体の規程ならびに決裁基準に基づき、取締役会に至る意思決定プロセスを効率化する。
- ② 分掌規程・決裁基準に基づき、各組織の職務分掌・権限付与を明確にし、業務プロセスを効率化する。
- ③ 文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（文書または電磁的記録）を保存・管理する。

- (4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社担当の執行役員を任命するほか、承認事項、報告事項等を定めた関係会社管理規程に基づき、当社グループの業務の適正を確保する。
 - ② 関係会社各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、情報交換等を通じて法令遵守体制を確立・強化する。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役から補助使用人配属の求めがあった場合、監査役事務局を設置する。
 - ② 補助使用人の人選・勤務体制・処遇・権限等については、その独立性の確保に留意し、監査役と協議の上決定する。
- (6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
- ① 取締役ならびに使用人は、監査役に対し経営状況等を定期的に報告するほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事実等が発生した場合は速やかに報告する。
 - ② 監査役が取締役会のほか、重要な業務執行に関わる会議等に出席し、意見を表明できる環境を整える。
 - ③ 監査役が代表取締役と定期的に情報・意見を交換する場を設ける。また監査役が各執行役員と個別に意見・情報交換を行う環境を整える。
 - ④ 監査役が内部監査部との連携を保ち、効率的に監査を実施できるよう環境を整える。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,143	流動負債	85,148
現金預金	13,990	支払手形・工事未払金等	51,309
受取手形・完成工事未収入金等	57,736	短期借入金	20,006
販売用不動産	1,204	一年内償還予定の社債	900
未成工事支出金	1,234	未払法人税等	202
不動産事業支出金	4,019	未成工事受入金	5,628
繰延税金資産	645	完成工事補償引当金	538
その他	5,449	賞与引当金	193
貸倒引当金	△137	工事損失引当金	64
		偶発損失引当金	364
固定資産	38,429	繰延税金負債	-
有形固定資産	19,221	その他	5,940
建物・構築物	12,759	固定負債	14,689
土地	14,785	社債	450
その他	2,335	長期借入金	7,027
減価償却累計額	△10,658	再評価に係る繰延税金負債	3,864
無形固定資産	373	退職給付引当金	2,510
ソフトウェア	117	その他	837
その他	256	負債合計	99,838
投資その他の資産	18,834	(純資産の部)	
投資有価証券	14,494	株主資本	17,796
繰延税金資産	2,424	資本金	8,985
その他	3,643	資本剰余金	5,474
貸倒引当金	△1,727	利益剰余金	3,795
資産合計	122,573	自己株式	△459
		その他の包括利益累計額	4,729
		その他有価証券評価差額金	1,578
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	3,152
		為替換算調整勘定	2
		少数株主持分	209
		純資産合計	22,735
		負債純資産合計	122,573

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高	159,095	169,379
売上高	10,284	
売上原価	150,962	158,932
売上原価	7,970	
総利益	8,133	10,447
総利益	2,314	
営業利益	200	2,649
営業利益	291	
営業外収益	182	675
営業外収益	883	
営業外費用	143	1,387
営業外費用	360	
特別利益	86	1,937
特別利益	235	
特別損失	278	747
特別損失	146	
減損	469	1,308
減損	138	
偶発災害	364	1,376
偶発災害	143	
税金等調整前当期純利益	191	524
税金等調整前当期純利益	246	
少数株主損益調整前当期純利益	278	852
少数株主損益調整前当期純利益	45	
当期純利益		806

連結株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	8,985	5,474	2,723	△459	16,724
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△124		△124
当 期 純 利 益			806		806
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金取崩			389		389
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,072	△0	1,071
当 期 末 残 高	8,985	5,474	3,795	△459	17,796

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	775	△7	2,993	48	3,810	327	20,861
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△124
当 期 純 利 益							806
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金取崩							389
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	803	2	159	△46	918	△117	801
連結会計年度中の変動額合計	803	2	159	△46	918	△117	1,873
当 期 末 残 高	1,578	△4	3,152	2	4,729	209	22,735

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 8社
主要な連結子会社の名称 アドテクノ㈱、菱見開発㈱、㈱エビラ、タイアンドウコンストラクション、アンドウシンガポール、アンドウマレーシア、ペンビナンアンドウ、310・2号特定目的会社
- ② 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社はない。
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に対する投資については持分法を適用していない。

持分法非適用の主要な非連結子会社はない。

持分法非適用の主要な関連会社数1社：おおたかの森PFI㈱

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社アドテクノ㈱、菱見開発㈱、㈱エビラの決算日は、連結決算日と同様3月31日である。また、タイアンドウコンストラクション、アンドウシンガポール、アンドウマレーシア及びペンビナンアンドウの決算日は12月31日、310・2号特定目的会社の決算日は1月31日であるが、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式
(非連結) 移動平均法による原価法

その他有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券で時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ 時価法

たな卸資産

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金 個別法による原価法

不動産事業支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

- ③ 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 完成工事未収入金、受取手形、貸付金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、補償見積額を計上している。
- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上している。
- 工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
- 偶発損失引当金 過去勤務債務は、発生した連結会計年度に全額費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。
訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上している。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 繰延資産の処理方法 社債発行費 支出時に全額費用として処理している。
- 重要なヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- ヘッジ会計の方法 ヘッジ手段 … スワップ、オプション、為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建取引、借入金利の支払
- ヘッジ方針 デリバティブ取引は社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する為替変動又は金利変動のリスクを、保有期間を通して効果的にヘッジする目的で利用している。
- ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の比較による有効性評価を6ヶ月ごとに実施している。なお、金利スワップの特例処理に関しては、有効性評価は省略している。
- 消費税等の会計処理 税抜き方式によっている。
- (5) 表示方法の変更に関する注記
表示方法の変更 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「匿名組合投資利益」は22百万円である。
前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は2百万円である。
前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「土地売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「土地売却益」は64百万円である。
前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「災害による損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。なお、前連結会計年

度の特別損失の「その他」に含まれる「災害による損失」は54百万円である。

(6) その他の注記

その他追加情報の注記

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

法人税率の変更等による影響

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、当連結会計年度における繰延税金資産の純額が347百万円減少、再評価に係る繰延税金負債が548百万円減少、その他有価証券評価差額金が84百万円増加、土地再評価差額金が548百万円増加し、法人税等調整額が431百万円増加している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物	1,074百万円
	土地	3,447百万円
担保に係る債務	短期借入金	85百万円
	長期借入金	1,701百万円

(2) 保証債務

不動産前受金 813百万円

(3) 受取手形割引高

152百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該評価差額に係る税金相当分を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出している。

再評価を行った事業用土地の期末 818百万円

における時価の合計額と再評価後の帳簿価額との差額

(5) 非連結子会社及び関連会社の株式

55百万円

(6) コミットメントライン

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。

取引銀行数	9行
コミットメントライン契約の総額	12,100百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	12,100百万円

(7) 期末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれている。

受取手形 91百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高 137,247百万円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上している。

用 途	種 類	場 所	減損損失（百万円）
貸 資 産	建物、土地	宮城県他 2 件	57
共 用 資 産	建物、土地	岩手県	30
遊 休 資 産	土地	静岡県他 3 件	1
—	のれん	東京都	380
合 計			469

当社グループは、貸貨資産、遊休資産及びのれんについては、それぞれ個別の物件ごとに、共用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っている。

貸貨資産の収益性の低下及び共用資産、遊休資産の地価の下落、並びに連結子会社である310・2号特定目的会社が清算手続きに入ることにより、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（469百万円）として特別損失に計上している。その内訳は、建物0百万円、土地88百万円、のれん380百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としている。また、正味売却価額は、帳簿価額に重要性のあるものについては不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、それ以外については路線価等に基づき算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.6%で割引いて算定している。

(3) 販売費及び一般管理費の内訳

主要な費目及び金額は次のとおりである。

従業員給料手当 3,449百万円
退職給付費用 619百万円
賞与引当金繰入額 69百万円
貸倒引当金繰入額 49百万円

(4) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 501百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 85,488,000株

当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 2,781,948株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	124	1.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次の通り決議を予定している。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	124	利益剰余金	1.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金預金	13,990	13,990	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	57,736	57,732	△4
③ 投資有価証券	7,519	7,519	—
④ 支払手形・工事未払金等	(51,309)	(51,309)	—
⑤ 短期借入金	(20,006)	(20,006)	—
⑥ 1年内償還予定の社債	(900)	(900)	—
⑦ 社債	(450)	(447)	△2
⑧ 長期借入金	(7,027)	(7,028)	0
⑨ デリバティブ取引	(7)	(7)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金預金

これらは短期的に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

② 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価について、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

- ④ 支払手形・工事未払金等、⑤ 短期借入金、並びに⑥ 1年内償還予定の社債
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- ⑦ 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。
- ⑧ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑨参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっている。
- ⑨ デリバティブ取引
デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記⑧参照）。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額6,974百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めていない。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
12,579	12,001

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	272円35銭
1株当たり当期純利益	9円76銭

8. 重要な後発事象に関する注記

株式会社間組との合併契約締結について

当社及び株式会社間組（以下「ハザマ」という。）は、平成24年5月24日に開催したそれぞれの取締役会において、平成25年4月1日を期日（予定）として両社が対等の精神に基づき合併（以下「本合併」という。）することを決議し、併せて合併契約を締結した。

なお、本合併の実行は、当社の定時株主総会並びにハザマの臨時株主総会及び種類株主総会における承認、公正取引委員会による承認等の、本件に関する諸条件が充足されること、その他本件に支障を来すおそれのある重要な事由が発生しないことを前提とする。

また、本合併が当社の定時株主総会並びにハザマの臨時株主総会及び種類株主総会で承認された場合、当社の株式は、平成25年3月27日をもって、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において上場廃止となる予定である。

(1) 本合併の目的

わが国の建設業界は、足許では東日本大震災の被災地域における復旧・復興関連事業が本格化しつつあり、政府建設投資の底上げ、民間建設投資の緩やかな回復も期待されているが、リーマンショック以降、建設投資は低水準で推移しており、依然として厳

しい経営環境にある。

当社とハザマは、平成15年に資本業務提携契約を締結し、長きにわたり信頼・協力関係を築いてきたが、両社が持続的に成長していくためには、これまでの関係にとどまらず、経営統合によって事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することが最善の策であるとの考えで一致したため、平成24年5月24日、合併契約を締結した。

本合併により、当社とハザマは、これまで両社が築き上げてきた実績をもとに、補充性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力でシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を推し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組みへの基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指していく。

(2) 本合併の要旨

① 本合併の日程

平成24年6月28日（予定） 当社定時株主総会
平成24年7月20日（予定） ハザマ臨時株主総会及び種類株主総会
平成25年3月27日（予定） 当社株式上場廃止日
平成25年4月1日（予定） 合併効力発生日

② 本合併の方式

ハザマを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により、本合併を行う。

③ 本合併に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、ハザマの普通株式0.53株を割当て交付する。

ただし、当社が保有する自己株式（平成24年3月31日現在2,781,948株）については、本合併による株式の割当ては行わない。

本合併により発行するハザマの普通株式は43,834,207株（予定）である。（なお、ハザマは、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てには一切充当しない。）

(3) 株式会社間組の概要（平成24年3月31日現在）

- | | |
|-------------|---|
| ① 所在地 | 東京都港区 |
| ② 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 小野 俊雄 |
| ③ 事業内容 | 土木・建築事業 |
| ④ 資本金 | 12,000百万円 |
| ⑤ 設立年月日 | 平成15年10月1日 |
| ⑥ 発行済株式数 | 普通株式 100,000,000株
第Ⅰ種優先株式 750,000株
第Ⅱ種優先株式 875,000株
第Ⅲ種優先株式 875,000株
第Ⅳ種優先株式 250,000株 |
| ⑦ 決算期 | 3月末日 |
| ⑧ 従業員数 | （単体）2,039人
（連結）2,263人 |

⑨ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期		
純資産（百万円）	28,374	29,065	30,557		
総資産（百万円）	138,358	141,150	133,176		
1株当たり純資産（円）	172.06	179.62	194.75		
売上高（百万円）	191,877	196,701	182,049		
営業利益（百万円）	1,750	3,978	5,915		
経常利益（百万円）	581	2,654	4,779		
当期純利益（百万円）	△1,743	1,560	1,766		
1株当たり当期純利益（円）	△20.45	13.16	15.38		
1株当たり配当金（円）	普通株式	—	普通株式	—	
	第I種優先株式	—	第I種優先株式	—	
	第II種優先株式	90.80	第II種優先株式	83.28	
	第III種優先株式	100.80	第III種優先株式	93.28	
	第IV種優先株式	110.80	第IV種優先株式	103.28	
		105.80	98.28	普通株式	1.50（予定）
				第I種優先株式	78.80（予定）
				第II種優先株式	88.80（予定）
				第III種優先株式	98.80（予定）
				第IV種優先株式	93.80（予定）

(4) 本合併後の状況

	新会社
① 名称	株式会社 安藤・間（英文名HAZAMA ANDO CORPORATION）
② 所在地	東京都港区
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野村 俊明
④ 事業内容	建築・土木・不動産事業
⑤ 資本金	12,000百万円
⑥ 決算期	3月末日

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,912	流動負債	81,807
現金預金	10,427	支払手形	7,107
受取手形	1,381	工事未払金	42,536
完成工事未収入金	55,391	短期借入金	19,468
販売用不動産	1,136	一年内償還予定の社債	900
未成工事支出金	1,121	未払金	451
不動産事業支出金	4,002	未払法人税等	154
繰延税金資産	635	未成工事受入金	5,470
仮払金	2,445	預り金	4,475
その他の	2,507	完成工事補償引当金	537
貸倒引当金	△136	賞与引当金	174
固定資産	37,037	工事損失引当金	63
有形固定資産	16,966	偶発損失引当金	364
建物・構築物	11,344	その他	104
機械・運搬具	1,120	固定負債	13,161
工具器具・備品	623	社債	450
有形リース資産	439	長期借入金	5,676
土地	13,674	再評価に係る繰延税金負債	3,864
減価償却累計額	△10,236	退職給付引当金	2,475
無形固定資産	368	その他	695
ソフトウェア	115	負債合計	94,969
その他の	253	(純資産の部)	
投資その他の資産	19,702	株主資本	16,249
投資有価証券	14,421	資本金	8,985
関係会社株式	1,092	資本剰余金	5,474
長期貸付金	841	資本準備金	2,246
破産更生債権等	2,027	その他資本剰余金	3,227
長期前払費用	25	利益剰余金	2,249
繰延税金資産	2,389	その他利益剰余金	2,249
その他の	795	買換資産積立金	473
貸倒引当金	△1,890	繰越利益剰余金	1,775
資産合計	115,950	自己株式	△459
		評価・換算差額等	4,731
		その他有価証券評価差額金	1,578
		土地再評価差額金	3,152
		純資産合計	20,981
		負債純資産合計	115,950

損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上高	152,707	160,389
	完成工業事業売上高	7,681	
売	上原価	144,955	150,727
	完成工業事業売上原価	5,771	
売	上総利益	7,752	9,662
	完成工業事業総利益	1,910	
販	売費及び一般管理費		7,087
	営業利益		2,574
営	受取利息配当金	494	962
	匿名組合の投資利益	291	
営	支払利息	739	1,248
	支払利息	143	
特	支払利息	163	2,288
	支払利息	201	
特	投資有価証券売却益	235	257
	投資有価証券の損失	21	
特	減価償却	89	1,336
	減価償却	408	
特	減価償却	138	1,209
	減価償却	143	
特	減価償却	364	369
	減価償却	191	
特	減価償却	95	839
	減価償却	274	
	当期純利益		839

株主資本等変動計算書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				買換資産 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	8,985	2,246	3,227	5,474	492	651	1,144	△459	15,145
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△124	△124		△124
買換資産積立金の取崩					△19	19	-		-
当 期 純 利 益						839	839		839
自己株式の取得								△0	△0
土地再評価差額金取崩						389	389		389
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△19	1,123	1,104	△0	1,104
当 期 末 残 高	8,985	2,246	3,227	5,474	473	1,775	2,249	△459	16,249

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	775	2,993	3,768	18,913
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△124
買換資産積立金の取崩				-
当 期 純 利 益				839
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金取崩				389
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	803	159	962	962
事業年度中の変動額合計	803	159	962	2,067
当 期 末 残 高	1,578	3,152	4,731	20,981

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券で時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券で時価のないもの	移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

完成工事未収入金、受取手形、貸付金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、補償見積額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額を計上している。

工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、発生した事業年度に全額費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

偶発損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … スワップ、オプション、為替予約

ヘッジ対象 … 外貨建取引、借入金利息の支払

ヘッジ方針

デリバティブ取引は社内管理規程に従い、特定の資産及び負債の有する為替変動又は金利変動のリスクを、保有期間を通して効果的にヘッジする目的で利用している。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の比較による有効性評価を6ヶ月ごとに実施している。なお、金利スワップの特例処理に関しては、有効性評価は省略している。

消費税等の会計処理

税抜き方式によっている。

(6) 表示方法の変更に関する注記

表示方法の変更

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「匿名組合投資利益」は22百万円である。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」は6百万円である。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとした。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式評価損」は100百万円である。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「災害による損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとした。

なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「災害による損失」は54百万円である。

(7) その他の注記

その他追加情報の注記

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、当事業年度における繰延税金資産の純額が344百万円減少、再評価に係る繰延税金負債が548百万円減少、その他有価証券評価差額金が84百万円増加、土地再評価差額金が548百万円増加し、法人税等調整額が428百万円増加している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	土地	2,535百万円
担保に係る債務	長期借入金	350百万円

(2) 保証債務

	不動産前受金等	1,099百万円
--	---------	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	398百万円
短期金銭債務	331百万円
長期金銭債権	1,022百万円

(4) 受取手形割引高

	152百万円
--	--------

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該評価差額に係る税金相当分を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価を行った年月日

	平成12年3月31日
--	------------

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出している。

再評価を行った事業用土地の期末
における時価の合計額と再評価後
の帳簿価額との差額

	818百万円
--	--------

(6) コミットメントライン

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行とコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結している。

取引銀行数	9行
コミットメントライン契約の総額	12,100百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	12,100百万円

(7) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当期末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末日残高に含まれている。

受取手形

	91百万円
--	-------

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 130,882百万円
- (2) 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 674百万円
 仕入高 1,694百万円
 営業取引以外の取引による取引高 316百万円
- (3) 減損損失
 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上している。

用 途	種 類	場 所	減損損失（百万円）
貸 資 産	建物、土地	宮城県他 2 件	57
共 用 資 産	建物、土地	岩手県	30
遊 休 資 産	土地	静岡県他 3 件	1
合 計			89

当社は、賃貸資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件ごとに、また共用資産については、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分ごとにグルーピングを行っている。

賃貸資産の収益性の低下及び共用資産、遊休資産の地価の下落により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（89百万円）として特別損失に計上している。その内訳は、建物0百万円、土地88百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としている。また、正味売却価額は、帳簿価額に重要性のあるものについては不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、それ以外については路線価等に基づき算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.6%で割引いて算定している。

- (4) 研究開発費
 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 501百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 85,488,000株
 事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 2,781,948株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産（流動資産）	
販売用不動産等評価損	118百万円
賞与引当金	62百万円
偶発損失引当金	138百万円
その他	353百万円
評価性引当額	△37百万円
繰延税金資産（流動資産）小計	635百万円
繰延税金資産（固定資産）	
関係会社株式評価損	202百万円
投資有価証券評価損	539百万円
貸付金等貸倒償却	74百万円
貸倒引当金	701百万円
退職給付引当金	1,819百万円
税務上の繰越欠損金	1,694百万円
その他	330百万円
評価性引当額	△2,124百万円
繰延税金資産（固定資産）小計	3,236百万円
繰延税金資産合計	3,871百万円
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△591百万円
買換資産積立金	△254百万円
繰延税金負債合計	△846百万円
繰延税金資産（負債）の純額	3,024百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具・備品・車両運搬具	11	10	1
合計	11	10	1

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1百万円
1年超	－百万円
	1百万円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3百万円
減価償却費相当額	3百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	菱晃開発株式会社	愛知県名古屋市中区	80	不動産業	直接100%	当社不動産取引の仲介	配当金の受取	280	受取配当金	—

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	253円68銭
1株当たり当期純利益	10円15銭

9. 重要な後発事象に関する注記

株式会社間組との合併契約締結について

当社及び株式会社間組（以下「ハザマ」という。）は、平成24年5月24日に開催したそれぞれの取締役会において、平成25年4月1日を期日（予定）として両社が対等の精神に基づき合併（以下「本合併」という。）することを決議し、併せて合併契約を締結した。

なお、本合併の実行は、当社の定時株主総会並びにハザマの臨時株主総会及び種類株主総会における承認、公正取引委員会による承認等の、本件に関する諸条件が充足されること、その他本件に支障を来すおそれのある重要な事由が発生しないことを前提とする。

また、本合併が当社の定時株主総会並びにハザマの臨時株主総会及び種類株主総会で承認された場合、当社の株式は、平成25年3月27日をもって、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において上場廃止となる予定である。

(1) 本合併の目的

わが国の建設業界は、足許では東日本大震災の被災地域における復旧・復興関連事業が本格化しつつあり、政府建設投資の底上げ、民間建設投資の緩やかな回復も期待されているが、リーマンショック以降、建設投資は低水準で推移しており、依然として厳しい経営環境にある。

当社とハザマは、平成15年に資本業務提携契約を締結し、長きにわたり信頼・協力関係を築いてきたが、両社が持続的に成長していくためには、これまでの関係にとどまらず、経営統合によって事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することが最善の策であるとの考えで一致したため、平成24年5月24日、合併契約を締結した。

本合併により、当社とハザマは、これまで両社が築き上げてきた実績をもとに、補完性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力をシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を推し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組みへの基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指していく。

(2) 本合併の要旨

① 本合併の日程

平成24年6月28日（予定）	当社定時株主総会
平成24年7月20日（予定）	ハザマ臨時株主総会及び種類株主総会
平成25年3月27日（予定）	当社株式上場廃止日
平成25年4月1日（予定）	合併効力発生日

② 本合併の方式

ハザマを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により、本合併を行う。

③ 本合併に係る割当ての内容

当社の普通株式1株に対して、ハザマの普通株式0.53株を割当て交付する。

ただし、当社が保有する自己株式（平成24年3月31日現在2,781,948株）については、本合併による株式の割当ては行わない。

本合併により発行するハザマの普通株式は43,834,207株（予定）である。（なお、ハザマは、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てには一切充当しない。）

(3) 株式会社間組の概要（平成24年3月31日現在）

- ① 所在地 東京都港区
 ② 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 小野 俊雄
 ③ 事業内容 土木・建築事業
 ④ 資本金 12,000百万円
 ⑤ 設立年月日 平成15年10月1日
 ⑥ 発行済株式数
 普通株式 100,000,000株
 第Ⅰ種優先株式 750,000株
 第Ⅱ種優先株式 875,000株
 第Ⅲ種優先株式 875,000株
 第Ⅳ種優先株式 250,000株
 ⑦ 決算期 3月末日
 ⑧ 従業員数 (単体) 2,039人
 (連結) 2,263人
 ⑨ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結）

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産（百万円）	28,374	29,065	30,557
総資産（百万円）	138,358	141,150	133,176
1株当たり純資産（円）	172.06	179.62	194.75
売上高（百万円）	191,877	196,701	182,049
営業利益（百万円）	1,750	3,978	5,915
経常利益（百万円）	581	2,654	4,779
当期純利益（百万円）	△1,743	1,560	1,766
1株当たり当期純利益（円）	△20.45	13.16	15.38
1株当たり配当金（円）	普通株式 第Ⅰ種優先株式 第Ⅱ種優先株式 第Ⅲ種優先株式 第Ⅳ種優先株式 — 90.80 100.80 110.80 105.80	普通株式 第Ⅰ種優先株式 第Ⅱ種優先株式 第Ⅲ種優先株式 第Ⅳ種優先株式 — 83.28 93.28 103.28 98.28	普通株式 第Ⅰ種優先株式 第Ⅱ種優先株式 第Ⅲ種優先株式 第Ⅳ種優先株式 1.50（予定） 78.80（予定） 88.80（予定） 98.80（予定） 93.80（予定）

(4) 本合併後の状況

	新会社
① 名称	株式会社 安藤・間 (英文名HAZAMA ANDO CORPORATION)
② 所在地	東京都港区
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野村 俊明
④ 事業内容	建築・土木・不動産事業
⑤ 資本金	12,000百万円
⑥ 決算期	3月末日

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

安藤建設株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 岡 喜 好 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 松 久 芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安藤建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安藤建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、平成25年4月1日を期日として株式会社間組と合併することを決議し、併せて合併契約書を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

安藤建設株式会社

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永 岡 喜 好 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 松 久 芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安藤建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、平成25年4月1日を期日として株式会社間組と合併することを決議し、併せて合併契約書を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部統制システムについての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽A S G有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて職務の遂行状況を聴取し、業務及び財産状況を往査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を一定の適正な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

安藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役	木下素規	ⓐ
常勤監査役	若松茂宏	ⓐ
監査役(社外監査役)	江尻隆	ⓐ
監査役(社外監査役)	東原豊	ⓐ

② 安藤建設における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第2号議案 商号の変更及び定款の一部変更の件

1. 提案の理由

第1号議案及び種類株主総会において本合併に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ本合併契約の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって以下のとおり規定を新設及び変更したいと存じます。

① 変更案第1条（商号）

商号を新たに「株式会社安藤・間（英文表記：HAZAMA ANDO CORPORATION）」に変更するものです。

② 変更案第2条（目的）

安藤建設の事業内容に鑑み、当社の事業目的を追加するものです。

③ 変更案第19条（招集権者および議長）

本合併後の経営体制に対応するため、株主総会の招集権者と議長を変更するものです。

④ 変更案第25条（取締役の員数）

本合併に伴い、経営体制の強化及び充実を図るため、取締役の員数を10名から12名に増員するものです。

⑤ 変更案第29条（取締役会の招集権者および議長）

本合併後の経営体制に対応するため、取締役会の招集権者と議長を変更するものです。

⑥ 変更案第8条第4項（単元未満株式についての権利）及び変更案第9条（単元未満株式の買増し）

株主の皆様へのサービス拡充の観点から会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するために規定を新設し、これに伴う所要の変更を行うものです。

⑦ 変更案第35条第2項（取締役の責任限定契約）

独立性の高い優秀な人材を迎えることを目的として、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするために規定を新設するものです。

なお、本規定の新設に関する議案の上程に際しては、予め各監査役の同意を得ております。

⑧ 変更案第44条第2項（監査役の責任限定契約）

独立性の高い優秀な人材を迎えることを目的として、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするために規定を新設するものです。

⑨ 変更案第7章（会計監査人）第45条（選任方法）及び第46条（任期）

会計監査人の選任方法等を明確にするため、新たに規定を設けるものです。

⑩ その他条項の追加に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
株式会社間組 定款	株式会社安藤・間 定款
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当社は、株式会社間組と称し、英文では、 <u>HAZAMA CORPORATION</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、株式会社安藤・間と称し、英文では、 <u>HAZAMA ANDO CORPORATION</u> と表示する。
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負および受託	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負、 <u>受託およびコンサルティング業務</u>
2～4. (省略) (新設)	2～4. (現行どおり)
(新設)	<u>5. 地域開発、都市開発および環境整備等に関する企画、設計ならびにコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>6. 発電および電気、熱等エネルギーの供給事業およびこれらに関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>7. 建築の請負を伴う不動産関連の特別目的会社への出資および出資持分の売買、ならびに信託受益権の保有および販売</u>
5～6. (番号変更)	<u>8. コンピュータの利用に関するソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾ならびに販売</u>
第3条～第5条 (条文省略)	9～10. (現行どおり)
第2章 株 式	第3条～第5条 (現行どおり)
第6条～第7条 (条文省略)	第2章 株 式
(単元未満株式についての権利) 第8条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
1～3. (省略)	(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)
	1～3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。</p>
<p>第9条～第10条</p> <p>(条文番号変更)</p>	<p>第10条～第11条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 優先株式</p>	<p>第3章 優先株式</p>
<p>(第I種優先株式)</p> <p>第11条 (条文番号変更)</p>	<p>(第I種優先株式)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>
<p>(第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p>	<p>(第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p>
<p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (省略)</p>	<p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第12条 当会社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第11条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第13条 (条文番号変更)</p> <p>(第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第11条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第14条 (条文番号変更)</p>	<p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第13条 当会社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第12条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当会社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第12条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第IV種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第IV種優先株式を有する株主（以下「第IV種優先株主」という）または第IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第IV種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第IV種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第IV種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p>	<p>(第IV種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第IV種優先株式を有する株主（以下「第IV種優先株主」という）または第IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第IV種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第IV種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第IV種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p>
<p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (省略)</p>	<p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (現行どおり)</p>
<p>(優先順位)</p> <p>第15条 (条文番号変更)</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 株主総会</p>	<p>第4章 株主総会</p>
<p>第16条～第17条 (条文番号変更)</p>	<p>第17条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第19条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第19条～第22条 (条文番号変更)</p>	<p>第20条～第23条 (現行どおり)</p>
<p>(準用規定)</p> <p>第23条 第18条、第21条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第24条 第19条、第22条および第23条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第24条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第25条～第27条 (条文番号変更)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第29条～第33条 (条文番号変更)</p> <p>(取締役の責任免除) 第34条 (条文番号変更) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第25条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第29条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第30条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第35条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第35条～第42条 (条文番号変更)</p> <p>(監査役の責任免除) 第43条 (条文番号変更) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 監査役および監査役会</p> <p>第36条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第44条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文番号変更)</p>	<p>第7章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第45条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第47条～第50条 (現行どおり)</p>

第3号議案 合併に伴う取締役4名選任の件

当社と安藤建設との合併に伴い、新たに取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役候補者の選任の効力は、第1号議案及び第2号議案ならびに種類株主総会において本合併に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって発生することといたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	のむらとしあき 野村俊明 (昭和25年 3月4日生)	昭和47年4月 安藤建設株式会社入社 平成15年11月 同社大阪支店長 平成16年4月 同社執行役員 大阪支店長 平成18年4月 同社常務執行役員 営業第二本部長 平成18年6月 同社取締役常務執行役員 営業第二本部長 平成20年4月 同社取締役専務執行役員 営業第二本部長兼都市開発本部長 平成21年4月 同社取締役専務執行役員 営業本部統括兼営業第二本部長兼都市開発本部長 平成22年4月 同社代表取締役執行役員副社長 営業本部統括 平成23年4月 同社代表取締役社長・執行役員社長（現任）	0株
2	あおきけん 青木建 (昭和24年 6月8日生)	昭和49年4月 安藤建設株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 東北支店長 平成17年6月 同社取締役執行役員 東北支店長 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 首都圏事業本部第二建築事業部長兼東北地区担当 平成20年4月 同社取締役専務執行役員 首都圏事業本部第二建築事業部長兼東北地区担当 平成21年4月 同社取締役専務執行役員 首都圏事業本部長兼第二建築事業部長兼東北地区担当 平成22年4月 同社代表取締役執行役員副社長 首都圏事業本部長兼安全担当 平成23年4月 同社代表取締役執行役員副社長 事業統括本部長兼首都圏事業本部長兼安全担当 平成24年4月 同社代表取締役執行役員副社長 事業統括本部長兼安全担当（現任）	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おかのべ よしのぶ 岡部良信 (昭和23年 2月28日生)	昭和46年4月 安藤建設株式会社入社 平成15年6月 同社執行役員 海外事業部長 平成17年4月 同社執行役員 社長室長兼海外事業担当 平成17年6月 同社取締役執行役員 社長室長兼海外事業担当 平成18年4月 同社取締役常務執行役員 社長室長兼海外事業担当兼関係会社担当 平成20年4月 同社取締役専務執行役員 社長室長兼国際本部長兼関係会社担当 平成23年4月 同社取締役執行役員副社長 社長室長兼国際本部担当兼関係会社担当(現任)	0株
4	こみや まさのり 小宮正則 (昭和24年 1月17日生)	昭和46年4月 安藤建設株式会社入社 平成19年4月 同社執行役員 管理本部長 平成20年6月 同社取締役執行役員 管理本部長 平成21年4月 同社取締役常務執行役員 管理本部長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案をご承認いただきました場合、現在の当社取締役10名のうち、金澤真一氏、杉本文雄氏、世一英俊氏の3名は、本合併の効力発生日(平成25年4月1日を予定)の前日に辞任する予定です。

第4号議案 合併に伴う監査役2名選任の件

当社と安藤建設との合併に伴い、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各監査役候補者の選任の効力は、第1号議案及び種類株主総会において本合併に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって発生することといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きのした もとのり 木下素規 (昭和23年 9月23日生)	昭和47年4月 安藤建設株式会社入社 平成13年8月 同社社長室経営企画部長 平成16年4月 同社管理本部経理部長 平成18年7月 同社監査役室長 平成19年6月 同社常勤監査役（現任）	0株
2	えじり たかし 江尻隆 (昭和17年 5月16日生)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和52年11月 榊田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現任） 平成12年11月 株式会社U S E N 監査役 平成16年6月 安藤建設株式会社監査役（現任） 平成18年6月 カゴメ株式会社監査役（現任） 平成22年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社監査役（現任） 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役（現任） ディップ株式会社監査役（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 江尻隆氏は、社外監査役候補者です。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 3. 江尻隆氏は、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等を、当社監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
 4. 江尻隆氏は、社外監査役になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性と長年企業法務の実務に携わった経験をお持ちであることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 5. 江尻隆氏が安藤建設の社外監査役として在任中の平成24年4月、同社は東京都多摩地区における土木工事の入札に関して独占禁止法違反があったとして営業停止処分を受けました。同氏は、事件発生後は法令遵守の見地から提言を行うなど再発防止に努めその職責を果たしています。
 6. 本議案をご承認いただきました場合、現在の当社監査役4名のうち、石松英二氏及び野原馨氏は、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）の前日に辞任する予定です。

第5号議案 合併に伴う取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第5回定時株主総会において、金銭報酬額を月額1,400万円以内、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額1,200万円を上限とすることをご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案から第3号議案をご承認いただきますと、本合併の効力発生日（平成25年4月1日を予定）をもって取締役の員数が10名から11名となる予定です。

つきましては、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を廃止した上で、取締役の金銭報酬額につき月額1,800万円以内とすることをお願いしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本議案に係る決議の効力は、第1号議案から第3号議案ならびに種類株主総会において本合併に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日をもって発生することといたします。

以 上

【種類株主総会】
株主総会参考書類

議 案 当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件

本種類株主総会と同日付で開催される臨時株主総会の株主総会参考書類の4頁から50頁に記載の第1号議案「当社と安藤建設株式会社との合併契約承認の件」の内容と同一です。

以 上

メ モ

Blank lined paper with horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



ホテルオークラ東京

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

別館地下2階「アスコットホール」

- | | | |
|------|----------------------|-------------------|
| 日比谷線 | 神谷町駅 4b出口より徒歩約5分 | ④の別館宴会場入口をご利用下さい。 |
| 南北線 | 六本木一丁目駅 3番出口より徒歩約10分 | ⑤の別館玄関をご利用下さい。 |
| 銀座線 | 溜池山王駅 13番出口より徒歩約10分 | ⑥の別館玄関をご利用下さい。 |
| 南北線 | | |
| 銀座線 | 虎ノ門駅 3番出口より徒歩約10分 | ③の本館宴会場入口をご利用下さい。 |